

振替制度に参加する口座管理機関の皆様へ

# 加入者保護信託の負担金について

平成24年4月

株式会社 証券保管振替機構



## ◆ 目次

1. 加入者保護信託とは
2. 加入者保護信託スキーム
3. 加入者保護信託の関係者
4. 負担金の拠出
5. 制度参加手続における負担金の支払
6. 関連法規

# 1. 加入者保護信託とは

加入者保護信託とは、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社株法」)に基づく振替制度(\*1)において、振替機関や口座管理機関の誤記録等により、加入者である投資者が損害を受け、振替機関や口座管理機関が損害賠償義務を果たすことなく破綻した場合について、投資者が被る損害を一定限度額まで補償するための投資者保護制度(セーフティネット)(\*2)です。

- \*1 社株法に基づく振替制度 : 国債振替決済制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、株式等振替制度。  
国債振替決済制度については日本銀行が、国債振替決済制度以外の振替制度については株式会社 証券保管振替機構が振替機関となっています。
- \*2 投資者保護制度 : 加入者保護信託以外の投資者保護制度には、投資者保護基金等があります。

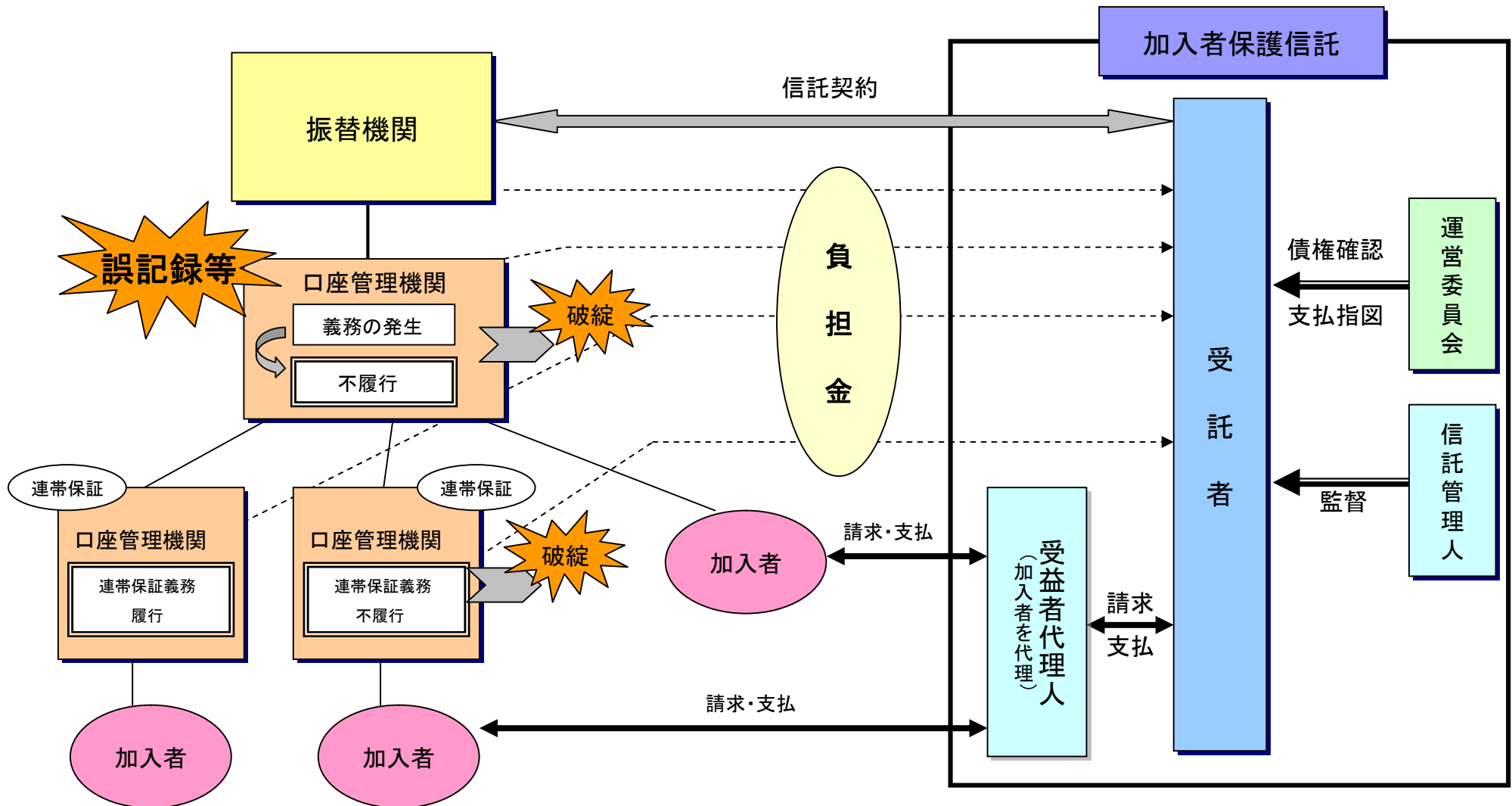
## 補償対象

振替機関や口座管理機関の誤記録等による損害であって、振替機関や口座管理機関の破綻によって弁償されなかった額。

## 支払上限

1,000万円

## 2. 加入者保護信託スキーム



### 3. 加入者保護信託の関係者

1	委託者 (日本銀行・証券保管振替機構)	・主務大臣の認可により、受託者と加入者保護信託契約を締結しています。 ・加入者保護信託の信託財産に充てる負担金を拠出しました。
2	受益者 (加入者)	・振替機関又は口座管理機関の誤記録等により、損害を被る加入者をいいます (適格機関投資家、公共団体は除く。)
3	受託者 (三井住友信託銀行)	・信託財産の管理・運用を行います。 ・運営委員会からの指図を受け、受益者への支払事務を行います。
4	口座管理機関	・加入者保護信託の信託財産に充てる負担金を拠出します。 ・誤記録等に係る義務・上位機関の義務の連帯保証義務を負います。
5	運営委員会	・振替機関又は口座管理機関が破綻した場合に加入者保護信託による補償の必要性を審議し、受託者に支払を指示します。
6	信託管理人 (日本証券業協会)	・受益者が現に存しないとき(通常時)に、受益者となる者の利益を守るため、受託者を監督します。
7	受益者代理人 (日本証券業協会)	・振替機関又は口座管理機関が破綻し、受益者が現に存するに至ったときに、受益者に代わって、受益者の権利を行使します。

## 4. 負担金の拠出

### 対象となる口座管理機関と拠出時期

機構が振替機関となっている振替制度(短期社債・一般債・投資信託・株式等)のいずれかに口座管理機関(機構加入者又は間接口座管理機関)として初めて参加する場合。

※機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認は、**加入者保護信託負担金の支払後**となりますので御留意ください。

### 加入者保護信託負担金の額

**75万円**      **機構が定める支払期限までに75万円をお支払ください。**

※一度お支払いいただいた負担金は、振替制度を脱退した場合でも返還されません。

※この負担金は、租税特別措置法第66条の11の規定に基づき、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金に算入することができます。

## 5. 制度参加手続における負担金の支払

	口座管理機関	機 構	三井住友信託銀行	備 考
制度参加手続書類の提出				*各制度へ必要書類の提出
支払通知の受領				*機構は請求後2週間以内の支払期限を定めた支払通知を送付(メール・郵送)
請求書受領				*三井住友信託銀行は支払方法を記載した請求書を口座管理機関へ郵送
負担金支払 (機構が定める支払期限内 (2週間以内))				*支払期限内に振込 *機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認は、負担金の支払後となりますので御留意ください。
制度参加に係る通知書受領				*機構は負担金の支払完了を確認後、制度参加に係る通知書を発送

⇒ 制度参加(機構加入者口座の開設及び間接口座管理機関の承認)



## 6. 関連法規

- ❑ 社債、株式等の振替に関する法律 第3章 加入者保護信託
- ❑ 社債、株式等の振替に関する法律施行令  
第2章 加入者保護信託
- ❑ 加入者保護信託に関する命令
- ❑ 加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程